

令和8年度業務改善助成金のご案内

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ計画



設備投資等の計画
(機械設備導入やコンサルティングなど)

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

令和7年度からの主な変更点

ポイント1 申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間※	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日 又は 同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日 ※賃金引上げは、申請後に行う必要があります。	令和9年1月31日まで

ポイント2 賃金引上げ対象労働者

事業場内最低賃金の者及び引き上げ対象にカウントする者全員が週所定労働時間20時間以上の雇用保険被保険者であること。

※事業場内最低賃金引上げ後は雇用保険の加入に関わらず事業場の労働者全員を引上げ後の事業場内最低賃金以上に引き上げる必要があります。

ポイント3 助成対象経費の変更

- 助成対象経費のうち「動線確保にともなうレイアウト変更」、「空調服」、「特例となっていた自動車(特殊用途自動車を除く)」、「人材育成・教育訓練費」、「掃除機など清掃用具」、「販売促進費」、「建築物構築に関する経費」などが助成対象外となりました。(詳細は交付要領別紙3(注7)を参照ください。)



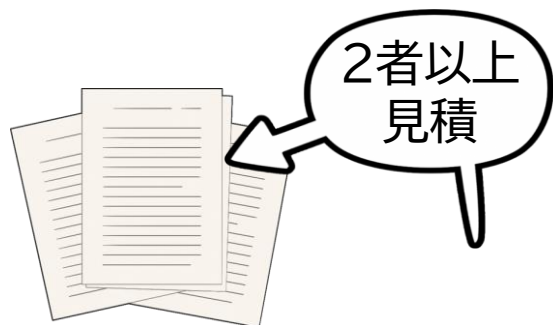
助成金申請にあたってのお願い

申請書作成にあたり、記載内容のもれ、誤り、添付資料の不足がないか十分に確認をお願いします。

※厚生労働省ホームページ掲載のリーフレット・記載マニュアル・交付要綱・交付要領を十分ご確認ください作成をお願いします。



厚生労働省HP



導入を計画する設備等は製造、取扱い等を専門の業とする2者以上の事業者から見積書入手してください。

※見積書に疑義がある場合は追加書類を求めるとや直接見積業者に照会する場合があります。

※見積先の業者が他の見積業者の見積を用意することは認められません。

社会保険労務士、弁護士以外の者（見積業者等）が報酬を得て事業者に代わり申請書類を作成・提出代行することは法令で禁止されています。

※国家資格者である社会保険労務士は、社会保険労務士証票及び都道府県社会保険労務士会会員証など身分を証明するものを所持しています。



注意



労働関係法令に違反していないかご確認ください。

※労働関係法令違反(最低賃金未満、賃金・割増賃金の不払い、違法な時間外労働、労働時間数など法定必要事項が未記入など賃金台帳の調整漏れ、年少者の深夜労働など)はないか

※労働基準監督署から是正勧告を受けている法令違反事項については是正が完了しているか

不明点は **業務改善助成金コールセンター** までお問い合わせください
電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日9:00~17:00)